

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 446

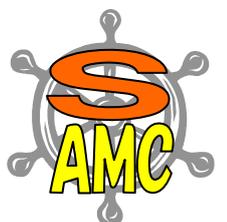
2024年 7 月号 JULY



今月のお知らせ

R6年分所得税の予定納税減額申請書提出期限 7/31
R6年分所得税の第1期予定納税の納付期限 9/30
※第1期のみ納付期限が変更されています

- ✂ 新NISAは何が変わった？
- ✂ 定額減税Q & A
- ✂ 約束手形の決済期間が60日以内に短縮へ
- ✂ はしやすめ ・七夕の話
- ✂ 税務まめ辞典 ・ 使用人兼務役員とは



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

新NISAは何が変わった？



2024年1月より新しいNISA（少額投資非課税制度）が開始されていますが、
いったいどう変わったのか確認してみたいと思います。

| | 新NISA | | 旧NISA | |
|----------|-------------------------|-------------------------------|-------------|-------------------------------|
| | 成長投資枠 | つみたて投資枠 | 一般NISA | つみたてNISA |
| 制度併用 | 併用可 | | 不可（年単位の選択制） | |
| 年間投資枠 | 240万円 | 120万円 | 120万円 | 40万円 |
| 投資枠の再利用 | 売却の翌年以降に再利用可能 | | 不可 | |
| 非課税保有期間 | 無期限 | | 5年間 | 20年間 |
| 非課税保有限度額 | 1,800万円（内、成長投資枠1,200万円） | | 600万円 | 800万円 |
| 投資可能期間 | 無期限 | | 2023年まで | |
| 投資対象商品 | 株式・信託期間が 20年以上の投資信託 | 金融庁の基準を満 たした長期の投資 信託に限定 | 株式・投資信託等 | 金融庁の基準を満 たした長期の投資 信託に限定 |
| 購入方法 | スポット・積立 | 積立のみ | スポット・積立 | 積立のみ |
| 対象年齢 | 18歳以上の成人 | | 18歳以上の成人 | |

非課税投資枠を拡大

通常、株式・投資信託などの金融商品を運用して得た利益に対し20.315%の所得税がかかるのに対し、NISAの場合、毎年一定額の範囲内で購入した金融商品で得た利益（配当や譲渡益）について非課税となります。

新NISAでは年間非課税投資枠を360万円に大幅に拡大し、非課税保有限度額も1,800万円として将来必要な資産としては十分な枠が設けられました。ある程度資金に余裕がある方は「成長投資枠」を活用するのがおすすめです。

非課税期間も無期限に変更

これまでの旧NISAでは最大でも20年間だった非課税保有期間を新NISAでは無期限としました。若い世代の方は「つみたて投資枠」を活用してコツコツと積み立てしていくのに最適です。

売却しても翌年には非課税枠が復活

旧NISAでは売却した場合、非課税保有限度額の枠の再利用は不可でしたが、新NISAでは売却の翌年以降に再利用可能になりました。

先日、厚生労働省が公表した5年ごとに実施している公的年金制度の財政検証によると、このまま経済成長が過去30年間と同じ程度の横ばいだった場合、夫が厚生年金に加入し、妻が専業主婦の世帯で65歳からもらえる公的年金は、2057年度では夫婦2人で21.1万円と試算されています。

現在の22.6万円より6%低下しており、先細る年金に備えるべくiDeCo（イデコ）やNISA（ニーサ）の活用がますます脚光を浴びそうです。

ただし、あくまでも利益が出た場合が『非課税』というだけで、投資対象商品は株式や投資信託ですので『元本割れ』になる可能性があることもお忘れなく。

定額減税 Q & A



6月以降から開始した定額減税ですが、多少の混乱はあったもののひとまず初回の定額減税を済ませたことと思います。

先月号でもいくつかQ&A形式で掲載しましたが、今回も当事務所に寄せられたご質問をご紹介します。

Q. 賞与からも定額減税をしなければなりませんか？

A. 令和6年6月以降に支給する賞与についても控除しきれない定額減税が残っていれば、月次減税の対象となります。

Q. 給与明細書に定額減税した金額を記載するスペースがない場合はどうすればいいのか？

A. スペースがない場合は別紙または明細書の裏面を活用しても差し支えありません。

Q. 定額減税を行った結果、会社が徴収した源泉所得税が0円だった場合はどうすればいいのか？

A. 本来なら源泉税納付書の各欄に記入して銀行等で納付していたと思いますが、0円の場合は銀行等で受付できません。その場合は当事務所から税務署へ0円で申告しますのでご連絡下さい。

Q. 給与収入が2,000万円以上になるとわかっている場合でも定額減税をしなければなりませんか？

A. 6月1日時点で在職している源泉徴収税額表の甲欄が適用される給与所得者は2,000万円を超えると分かっても月次減税を受けることとなります。しかし、実際には定額減税の適用を受けられませんので最終的には確定申告で精算することとなります（2,000万円超える方は年調不可）。

Q. 青色事業専従者は定額減税の対象となりますか？

A. 青色事業専従者本人が定額減税の対象となります。したがって事業主の同一生計配偶者や扶養親族とはなりませんので、事業主の定額減税の計算には含まれません。

約束手形の決済期間が60日以内に短縮へ

政府は企業が発行する約束手形の決済期間を60日以内とする新指導基準を2024年11月から運用開始予定とすることを公表しました。現行の120日（繊維業は90日）から、業種を問わず60日以内とする方針です。

2024年11月1日以降に振り出す手形から対象

手形のほか電子記録債権（でんさい）や一括決済方式（金融機関を通して決済を行う方法）についても対象とされ、決済期間が60日を超える場合は公正取引委員会から下請法に基づく指導を受ける可能性があります。また、建設業の場合は建設業法違反となるおそれがあります。



資金繰り対策を万全に

これまで60日を超える手形を振り出していた企業については手形サイトが短縮されることによる資金繰りの圧迫が予想されます。金融機関からの融資や発注者からの前払い・中間金の比率を高めてもらうなど早めの資金繰り対策を心がけておきましょう。

はしやすめ

七夕の話



七夕は五節句のひとつで、奈良時代に宮中行事として7月7日の夕べに行われたため「七夕」と書きます。七夕といえばまず思い浮かぶのは織姫と彦星の物語です。天帝の娘で機織りの名手である織姫と、働き者の牛飼彦星は一生懸命働いていましたが、結婚してからは仕事を忘れて遊んでばかりいました。怒った天帝が天の川を隔てて2人を引き離しましたが、悲しみにくれた織姫を見かねて7月7日にだけ逢う事を許しました。七夕の夜には天帝の命を受けたカササギ（白鳥座のデネブ）が天の川に橋を架けて、織姫（こと座のベガ）と彦星（わし座のアルタイル）を逢わせてくれるという話です。3つの星座は夏の大三角形と呼ばれ7月頃は東を向いて見上げたところにある一番明るい星がベガ、ベガから伸ばした手の握りこぶし3つ分右下に見えるのがアルタイル、ベガから握りこぶし2つ分左下に見えるのが天の川の真ん中にあるデネブです。

「たなばた」と呼ぶようになったのは、織姫にあやかって裁縫が上達するように祈る乞巧奠きこうでんという中国の風習と、乙女が着物を織って神様にお供えし、秋の豊作を祈り、人々のけがれを祓うという日本古来の棚機（たなばた）という神事が融合されたからといわれています。

七夕といえばもう1つ大事なのが七夕飾りです。元々は宮中行事で裁縫の上達を願っていたものが、庶民にも広がるにつれて書道や習い事の上達となり、今では何でもありの状態となっています。笹に飾るのは、竹の中が空洞になっており神様が宿ると考えられていたことと、冬でも青々として天に向かって伸びる竹は生命力が強く邪気祓いの力があるとされていたからです。

笹に飾る5色の短冊は陰陽五行説からきており、『赤色＝礼（感謝）』『青（緑）色＝仁（思いやり）』『黄色＝信（誠実）』『白色＝義（正義）』『黒（紫）色＝智（博識）』という意味が込められています。

税務まめ辞典

使用人兼務役員とは

使用人兼務役員とは、役員のうち使用人としての職制上の地位（部長・課長・支店長・工場長・営業所長など）を有し、かつ、常時従業員として職務に従事する者をいいます。

ただし、左記の者は使用人兼務役員にはなれません

- ① 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人
- ② 副社長、専務、常務、その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- ③ 合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員
- ④ 指名委員会等設置会社の取締役、監査等委員である取締役、会計参与及び監査役並びに監事
- ⑤ 同族会社の特定の役員（みなし役員の判定で持株割合を満たす者）

使用人兼務役員のメリットは

1. 使用人部分に対する給与の増減が可能
2. 使用人部分に対する時間外手当や賞与の支給も損金算入できる
3. 役員部分の賞与も事前確定届出給与を提出することで損金算入できる
4. 雇用保険、労災保険に加入できる（使用人部分のみ）
5. 中退共へ加入できる

使用人兼務役員に対する給与や賞与支給の注意点

イ、基本的に使用人部分が役員部分よりも多くないと雇用保険には加入できない（最終的な加入の可否はハローワークで判断されます）

ロ、使用人部分の給与が他の使用人と比較して不当に高額でないか（役員報酬を意図的に少なくしていないか）

ハ、使用人部分の賞与は他の使用人と同時期に支給しているか

使用人兼務役員に支給する給与が否認されないように給与規定や議事録で定めておくことが大切です。